

保育園保育料一覧

単位：円

入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金額（月額）			
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0		0	
B1	町民税非課税世帯	0			
B2	町民税均等割のみの世帯	15,000	14,700		
	上記のうちひとり親世帯等	7,000	6,800		
B3	48,600円未満	18,000	17,700		
	上記のうちひとり親世帯等	8,000	7,700		
B4	57,700円未満	22,000	21,600		
	上記のうちひとり親世帯等	8,000	7,700		
C1	59,000円未満	22,000	21,600		
	上記のうちひとり親世帯等	9,000	8,700		
C2	77,101円未満	25,000	24,600		
	上記のうちひとり親世帯等	9,000	8,700		
C3	79,000円未満	25,000	24,600		
C4	97,000円未満	30,000	29,500		
C5	133,000円未満	35,000	34,400		
C6	169,000円未満	40,000	39,300		
C7	235,000円未満	50,000	49,200		
C8	301,000円未満	55,000	54,100		
C9	397,000円未満	69,000	67,800		
C10	397,000円以上	81,000	79,600		

1 多子世帯の保育料軽減について

保育園等にきょうだいが同時入園する場合、最年長の園児から順に2人目は半額、3人目以降は無料とします。ただし、町民税課税額が57,700円未満（B4階層まで）の世帯は保護者と生計を一にする子どもを最年長として、2人目は半額、3人目以降は無料とします。（ひとり親世帯等は「町民税課税額が77,101円未満（C2階層まで）」、「2人目以降は無料」と読み替える。）

2 「ひとり親世帯等」とは

ひとり親世帯、特別児童扶養手当の支給対象児のいる世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯です。

3 保育料の決定について

4月から8月分は令和4年度町民税課税額、9月から翌年3月分は令和5年度町民税課税額により決定します。町民税課税額は、税額控除（配当控除、住宅借入金等特別控除及び寄付金控除等）前の額です。